

従業員 各位

令和6年5月27日  
総務GP

日ごろより弊社事業の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金を派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

令和5年度(対象期間令和5年3月1日～令和6年2月29日) における情報提供を下記のとおり公開致します。  
このマージン率は、以下の計算式で算出致します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点第2位以下を四捨五入）

令和6年2月29日現在

派遣料金の平均額	派遣労働者の賃金の平均額	マージン率
17,600円	10,334円	41.3%

以 上